

ひだ宇宙科学館カミオカラボ運営業務委託 事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務委託の目的

ひだ宇宙科学館カミオカラボ利用者へのサービスの充実と、効率的効果的な運営を図るため、運営業務を委託します。

この実施要領は「ひだ宇宙科学館カミオカラボ運営業務委託」について、委託業者を選定する公募型プロポーザル方式により公正かつ公平に実施することを目的に必要な事項を定めるものです。

2 委託業務の内容等

- (1) 業務名 ひだ宇宙科学館カミオカラボ運営業務委託
- (2) 内容 別添「ひだ宇宙科学館カミオカラボ運営業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- (4) 委託料 年額7,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。
- (5) 履行場所 ひだ宇宙科学館カミオカラボ（道の駅宙ドーム神岡 施設内）

※この公募型プロポーザルにより特定された者と仕様を協議のうえ随意契約を行います。

3 参加資格要件等

- (1) 業務選定方式 公募型プロポーザル方式
- (2) 参加資格及び条件

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たす者としません。なお、複数企業による共同企業体での応募は認めません。

- ① 参加申込書兼誓約書の提出期限までに飛騨市競争入札参加資格業者名簿（物品等）に記載されている者であること。
- ② 過去5年間において地方公共団体や独立行政法人への科学館等の委託運営実績があり、当該業務経験がある担当者を本業務において配置することができる者。
- ③ 参加申込書兼誓約書の提出期限の日から契約締結の日までの間に、飛騨市製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領（平成22年飛騨市告示第169号）の規定に基づく資格停止措置を受けていないこと。
- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ⑤ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人・団体でないこと。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ⑦ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産開始の申し立てがなされていない者及びその開始決定がなされていない者
- ⑧ 自己又は自社の役員等その経営に実質的に関与している者が、飛騨市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成22年飛騨市告示第168号）第3条の規定に該当しない者であること。

4 参加に関する手続き

項 目	日 程
公募受付開始日	令和4年1月21日（金）
質問票受付開始日	令和4年1月21日（金）
説明会参加申込書提出期限	令和4年1月25日（火）
現場説明会	令和4年1月28日（金）
質問票提出期限	令和4年2月14日（月）
質問票に対する回答期限	令和4年2月16日（水）
参加申込書兼誓約書等提出期限	令和4年2月18日（金）
事業計画書等提出期限	令和4年2月25日（金）
審査	令和4年3月3日（木） 予定
選考結果・通知	令和4年3月22日（火） 予定
契約締結	令和4年4月1日（金）

※日程については、飛騨市の都合により変更する場合があります。

5 説明会の開催

(1) 日時・場所

- ① 開催日時 令和4年1月28日（金）午後1時30分～
- ② 開催場所 ひだ宇宙科学館カミオカラボ

(2) 参加申込

「ひだ宇宙科学館カミオカラボ運營業務委託公募に係る説明会参加申込書（様式1）」に必要事項を記入の上、本要領中「12 問い合わせ先」宛てに持参、郵送、FAXまたは電子メールにより申込みを行うものとする。ただし、持参以外の場合は、電話にて申込書到着の確認をすること（土、日、祝日を除く）。

(3) 申込期限

令和4年1月25日（火） 午後5時必着

(4) 留意事項

- ① 参加人数は各法人及び団体等2名までとする。
- ② 説明会に参加しない場合でも、企画提案公募への参加は可能とする。その場合、説明会の内容を了知しているものとし、以降説明会の内容について異議申し立てはできない。
- ③ 説明会の追加実施は行わない。

6 参加申込み

参加を希望するものは、下記により必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

この公募型プロポーザル方式に参加する者は、次の書類を提出してください。

	様 式	書 類 名	部数	提出期限
1	様式2	参加申込書兼誓約書	1部	2月18日（金）

2	様式3	提案者情報書 (別紙1) 会社等業務実績調書		
3	様式4	事業計画書 (表1) 加点項目審査に係る提案書 (表2) 人員配置計画	5部	2月25日(木)
4	任意 様式	見積書		

※各様式は飛騨市ホームページ (<http://www.city.hida.gifu.jp/>) より入手してください。

(2) 参加申込書兼誓約書の提出(様式2)、提案者情報書(様式3)

- ① 提出期限 令和4年2月18日(金) 午後5時まで
- ② 提出先 飛騨市神岡振興事務所 市民振興課企画商工観光係
- ③ 提出方法 持参または書留による郵送(郵送の場合は配達証明付郵便に限る)

※この公募型プロポーザルへの参加は、参加申込書兼誓約書の提出をもって参加表明があったものとみなします。なお、参加表明後に参加を辞退する場合は参加辞退届出書(様式任意)を提出してください。

(3) 事業計画書(様式4)、加点項目審査に係る提案書(表1)、人員配置(表2)の提出

- ① 提出期限 令和4年2月25日(金) 午後5時まで
- ② 提出先 飛騨市神岡振興事務所 市民振興課企画商工観光係
- ③ 提出方法 持参または書留による郵送(郵送の場合は配達証明付郵便に限る)

(4) 見積書、見積明細書について

見積書及び見積明細書作成にあたっての注意事項

- ① 見積書及び見積明細書は、日本工業規格A4、文字サイズ10ポイント以上で作成ください。
- ② 見積書には以下の項目について積算してください。
(ア) 業務委託料(見積明細書を添付してください。)
- ③ 見積金額は、委託期間中の本業務にかかる費用の見込み額とします。
(ア) 業務委託料の明細については、経費分担表の項目に基づき作成してください。
(イ) 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。
- ④ 見積書には、称号または名称及び代表者名を記入し、代表者印を押印してください

7 提出書類の取扱い

- (1) 提出期間終了後は、提出書類に記載された内容を変更することは認めません。
- (2) 提出された書類は一切返却しません。
- (3) 提出された事業計画書の著作権は、プロポーザル提案者に帰属するものとします。なお、提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他各種法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提案者が負うものとします。

- (4) 事業計画書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を制作することがあります。
- (5) 提出書類は、このプロポーザルの目的以外には使用しません。
- (6) 提出書類は、飛騨市情報公開条例（平成16年飛騨市条例第14号）に基づいて公開する場合があります。
- (7) 提案者から提供された従業員等の個人情報は、このプロポーザルの実施に必要な連絡のみに用いることとし、他の用途には用いません。
- (8) 個人情報の取扱いは、飛騨市個人情報保護条例（平成16年飛騨市条例第15号）に基づきます。
- (9) 提出書類の内容については、別途確認することがあります。

8 内容に関する質問

(1) 質問方法

- ① 質問票（様式5）を電子メールで提出し、必ず電話で着信確認してください。なお、フリーメールからの送信は受信しませんので留意してください。

メールアドレス kmsangyo@city.hida.lg.jp

- ② 質問票の提出期限 令和4年2月14日（月）午後5時まで

- ③ 質問の回答方法

質問の回答は、飛騨市ホームページ（<http://www.city.hida.gifu.jp/>）に掲載します。ただし、質問の内容により、この公募型プロポーザル方式に公平性を保てない場合には、回答しないことがあります。なお、質問に対する回答は、実施要領等の追加または修正事項とみなします。

- ④ 質問の回答 令和4年2月16日（水）まで

9 事業者の選定

(1) 審査方法

飛騨市が設置する「飛騨市カミオカラボ運営業務委託プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が定めた評価基準に基づき、審査委員会において、提出書類の内容を総合的に審査し、最優秀者1者及び次点1者を特定します。ただし、各審査委員の得点を合計した平均点が最高得点（100点満点）の6割未満の得点の者は選定しません。また、最高得点の者が同点の場合は、審査委員会において審査し、順位を特定します。

(2) 審査の基準

以下の審査項目で審査を実施します。

審査項目	評価の視点	配点
1 正当な事由がない限り住民が施設を利用することを拒まないものであること及び住民が施設を利用することについて不当な差別的取扱いをしないものであること。		(5点)
① 施設の利用にあたり、利用者の便宜を一層図るべく工夫を行っていること。	a 平等利用を確保するための具体的方策(バリアフリー等)	5
2 業務計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。		(35点)
① 利用促進の方策が有効かつ実効性のあるものであること。	a 運営の目標を達成するための具体的かつ効果的な方策 b 施設の利用を促進させる方策(PR・広報活動)	10
② 利用者の利便が図られ質の高いサービスの提供が期待できること。	a 運営の目標を達成するための具体的かつ効果的な方策 b インターネットなどの情報提供サービス(施設内容、行事内容等) c 高齢者や身障者への配慮に関する提案 d 利用者の要望・意見・苦情を把握し、改善に結びつける方策 e その他、利用者へのサービス提供への配慮	10
③ 管理運営の基本方針や運営面の方策が公の施設の目的、関係法令と整合性が図られたものであること。	a 管理運営の基本方針が施設の設置目的に合致しているか b 行為の禁止に対する具体的な方策 c 個人情報(公の施設の管理に係るものに限る。)の適正な管理のための措置(飛騨市個人情報保護条例) d 防火管理者を定めるほか、防火管理上適正な措置(消防法) e 生活環境保全、ゴミの減量化、その他公衆衛生の向上に関する方針(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)	5

	地域住民等との協働 ④ の効果を活かした運営が期待できること。	施設の効果的な管理運営を行うため、 a 地域住民等の利用者の意見を聴取する取り組み	10
3	業務計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有していること。(表2を添付)		(20点)
	① スタッフの配置及び教育が充実していること。	業務遂行に係る意思決定を迅速に行 a える組織体制、責任の所在と役割の分担明確化 b 職員の資質向上を図るための定期的な研修等の実施	10
	② 業務処理を安定して行うための能力を有していること。	a 業務の内容に応じ、専門的な知識・経験等を有する職員の配置	10
4	委託料が安価であること。		(20点)
	① 市が支払う委託費が安価であること。		15
	② 委託料の明細が適正であること。	経費分担表に計上した費用が見込めるか。	5
5	東京大学宇宙線研究所を始めとする世界最先端の宇宙物理学研究を分かりやすく伝えることができること。		(20点)
	① 市内研究機関との連携に関する提案がなされていること。		10
	② 来場者が参加できる宇宙物理学関係のイベントの提案がなされていること。		10
			100

(3) 審査結果の通知

審査完了後、結果のみを後日参加者全員に文書で通知するとともに、最優秀者を飛騨市ホームページ(<http://www.city.hida.gifu.jp/>)上で公表します。また、結果に対する異議は一切受け付けません。

10 事務局との協議

最優秀者に決定した者は、契約締結に向けて仕様書の細目について事務局と協議を行うこととします。協議に際しては、必要に応じ候補者の提案に対し修正を求めることができることとし、候補者は誠実に協議に応じなければなりません。なお、最優秀者に決

定した者との協議が不調のときは、審査による順位づけに基づき次点と契約締結に向けた交渉を行いますのであらかじめご承知ください。

1 1 その他の留意事項

- (1) この公募型プロポーザルに参加する者は、実施要領を熟読し、これを順守すること。
- (2) この公募型プロポーザルに参加する者は、実施要領等の内容及び決定内容について、不明、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。
- (3) 提案に要する費用は、全て各提案者の負担とします。
- (4) 本業務を委託する相手方の決定については、最優秀者に決定した者を対象として、業務内容、仕様書等の契約内容について飛騨市と協議した上で決定します。事業者の特定をもって提案者の企画提案の内容全てを了承するものではなく、本業務を委託する相手方を決定するものではありません。
- (5) 後年度において当該事業の継続が必要であると認められる場合には、本業務の契約者との間で仕様及び契約価格を協議のうえ随意契約を行うことがあります。
- (6) 次の事項のいずれかに該当する場合には失格となります。なお、失格となった場合は、別途通知するものとします。
 - ① 参加資格、提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
 - ② このプロポーザルを公募した日以後、審査委員会委員と本業務に関する接触を求めた場合
 - ③ 見積書の金額が、予定価格を超える場合
 - ④ 提出した書類に虚偽の内容を掲載した場合
- (7) 委託が決定した事業者は、3月31日までに現指定管理者と引継ぎを行い、4月1日からの運営に支障が生じないように必要な作業（物品の搬入等）を完了してください。
- (8) 本件は、令和4年3月飛騨市議会において、令和4年度当初予算の議決が得られなかった場合は中止します。その場合に損害が生じたとしても、飛騨市はその損害を一切負担しません。

1 2 問い合わせ先

飛騨市神岡振興事務所 市民振興課企画商工観光係

〒509-4292 岐阜県飛騨市神岡町東町378番地

電話：0578-82-2250（代表） 電子メール：kmsangyo@city.hida.lg.jp